

公益社団法人江東区医師会個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「個人情報保護に関する法律」および「個人情報保護に関する法律施行令」に基づき、公益社団法人江東区医師会（以下、「当会」とする。）における個人情報の取扱いに関する事項を定め、これを実施・運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程およびこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次のとおりとする。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）

(2) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるもの

ア 特定の個人情報をコンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報

(4) 本人

当該個人情報によって識別され、または識別され得る、生存する特定の個人

(5) 役職員等

当会に所属する役員を含むすべての会員および職員

(6) 個人情報管理責任者

本規程の運用に関する責任と権限を有する者

(7) 漏えい等

個人情報の外部への漏えい、不正利用、改ざん、滅失

(適用範囲)

第3条 この規程は、当会の業務に従事するすべての役職員等に適用する。また、退職後においても在任または在籍中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。

2 各種委員会の外部委員、顧問その他当会の事業について委嘱または依頼を受けた者が、当会の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。

- 3 前項の従事者を管理する者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(責務)

第4条 当会は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、個人情報の取扱いに関連する権利や利益の侵害の防止について、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 当会の業務に従事している者は、この規則ならびに関連法令を遵守しなければならない。職務上知り得た個人情報を漏えいし、または不当に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報管理責任者)

第5条 当会は、医師会長を個人情報管理責任者とする。

- 2 個人情報管理責任者は、当会で取扱う個人情報について、この規程に定める事項を実施・徹底するための措置を講じなければならない。
- 3 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施および運用を図り、個人情報の漏えい等がされないように管理する責務を負う。

第2章 個人情報の取扱い

(個人情報の取得)

第6条 個人情報を取得するときは、あらかじめ個人情報を取得する目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲で、かつ適正な方法により取得しなければならない。

- 2 個人情報は次の場合を除き、本人から直接取得する。
 - (1) 本人の同意があるとき
 - (2) 法令等に定めがあるとき
 - (3) 出版、報道等により公表されているとき
 - (4) 個人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要があるとき
 - (5) 他の実施機関から個人情報の提供を受けたとき
 - (6) その他、本人以外の者から取得することに、相当の理由があるとき

(利用目的の通知等)

第7条 個人情報を本人から直接取得するときは、あらかじめ本人に対してその取得の目的を明示しなければならない。ただし、次の各号の場合を除く。

- (1) 利用目的を本人に通知し、または、公表することにより、本人、当会または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れのあるとき
 - (2) 法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障をきたす恐れのあるとき
 - (3) 取得の状況より、利用目的が明らかであると認められるとき
- 2 当会は、利用目的を変更した場合、変更された利用目的を本人に通知し、または公表しなければならない。
 - 3 当会は、故なく思想、信条および信教に関する個人情報を取得してはならない。

(個人情報適正管理)

第8条 個人情報は、利用目的を達するために必要な範囲において、正確かつ最新のものとして保有しなければならない。

2 個人情報は、漏えい等の防止その他適切な管理を行うために必要な措置が講じられなければならない。

3 保有する必要のなくなった個人情報は、確実かつ迅速に廃棄または消去しなければならない。

(利用および第三者への提供の制限)

第9条 個人情報は、次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報取得の目的以外の目的のために利用し、または第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づいて利用し、または提供するとき

(2) 本人の同意に基づいて利用しまたは提供するとき、および本人に提供するとき

(3) 個人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要があるとき

(4) その他利用し、または提供することに、相当の理由があるとき

2 前項の規定にかかわらず、当会の事業を遂行するために業務等の一部または全部を第三者に委託する必要がある場合には、次の条件を満たす業務委託先に対し、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報を当該業務委託先に対して提供することができる。

(1) 社会通念上適切な事業活動を営む者であること

(2) 個人情報の保護に関し、その適正な運用および実施がされている者であること

(3) 当会の個人情報の保護に関する定めに同意し、これを遵守することが見込まれる者であること

3 前項の業務を委託する場合、あらかじめ個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。

4 本条第2項の定めに従い、個人情報を取扱う業務を第三者に委託した場合には、当該業務委託先に課した個人情報の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

(通報および調査義務等)

第10条 役職員等は、個人情報が漏えい等していることを知った場合、またはそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の漏えい等について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告および対策)

第11条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報が漏えい等していることを確認した場合には、直ちに、本人に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。

ア 漏えい等した情報の範囲

イ 外部に漏えいした場合、その漏えい先

ウ 漏えい等した日時

エ その他調査で判明した事実

- 2 前項の場合、個人情報管理責任者は、当該漏えい等についての具体的対応および対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

第3章 開示等

(開示請求等)

第12条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。

- 2 前項の開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正または削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報の利用または提供の拒否権)

第13条 当会保有している個人情報について、本人からの自己の情報についての利用または第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、つぎに掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令の規定による場合
- (2) 本人または公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

附則

(苦情の処理)

第14条 当会の個人情報の取扱いに関する苦情の窓口業務は、医師会事務長が担当する。

- 2 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行なう。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

平成26年6月24日制定 施行